

キャッシュレス取引|裁判例の動向 (平成30年)

山本豊

京都大学名誉教授

平成30年に現れたキャッシュレス取引裁判例の中から、新味があると思われるもの、興味を惹いたものを概観する。

I. はじめに

キャッシュレス取引に関する今期の裁判例の動向(全体的傾向)としては、以下の諸点を指摘することができるように思われる。

キャッシュレス取引の種類別では、現在の日本におけるキャッシュレス取引の中心的存在であるクレジット取引に関する裁判例が大半を占める。その他では、前払式支払手段に該当するギフト券に関する事例1件を数えるのみである。平成29年には、デビットカードに関して東京地判平29・11・29金法2095号78頁(→個別判例研究⑨)、プリペイド型電子マネーに関して東京高判平29・1・18金法2069号74頁(→個別判例研究⑩)が現れ、それぞれ注目を集めた。また、直接的にはクレジットカード発行会社とカード会員間のカード代金支払をめぐる紛争を扱うものであるが、販売店との売買契約とクレジットカード会員契約との間にPaypalの提供する決済サービスが介在している事案を扱うものとして、東京地判平29・1・17(2017WLJPCA01178022)も出ており、興味深い問題を提起していた

(→個別判例研究④)。これに対し、今期(平成30年)においては、本稿執筆時点において、そうした分野における裁判例は見当たらない。QRコード決済等、新興のキャッシュレス取引は、それ自体は多くの法的論点を抱えていると目されるものの、民事裁判例の供給源としては、いまだ目立っていない。

また、最上級審レベルでの判決という観点から見ると、平成29年には、個別クレジットの分野で2件の最高裁判決(最三判平29・2・21民集71巻2号99頁、最一判平29・12・7民集71巻10号1925頁)が登場して、重要な判断を下した。これに対し、今期においては、最高裁判決は見当たらない。他方、それぞれの最高裁判決を受けて、関連する下級審裁判例の展開が見られる。

II. クレジットカード

1 支払可能額超過取引防止義務、不審取引不承認義務

①東京地判平30・1・31(2018WLJPCA01318025)は、クレジットカード会社(X)からカード会員(Y)に対する、クレジットカード会員契約に基づく、旅行券・商品券代金等の立替金等の支払請求を認容した判決である。Yは、Xは、割賦販売法上、カード利

利用者に対して、利用者がその支払可能額を超えた取引を行うことを防止し、もって利用者が多額の債務を負わないようにすべき義務を負っており、また、クレジットカード会員規約上、クレジットカードの利用状況が不審な場合には、不審な取引について承認せず、又はクレジットカードの利用を停止すべき義務を負っていた等の主張を行ったが、いずれも容れられなかった。すなわち、割賦販売法30条の2第1項及び同条の2の2は、クレジットカードの交付や更新、極度額の増額に際して支払可能見込額の調査を義務づけ、支払可能見込額を超過するクレジットカードの交付や更新、極度額の更新を禁止するのみであって、これらの規定に基づいて、クレジットカード会社が個別の取引に際して支払見込額を調査して個別の利用を承認せず、又はクレジットカードの利用を停止する義務を負うものとは認められないとされ、また、問題のクレジットカード会員規約の規定は、クレジットカードの不正利用によりXに損害が生じるような場合に、Xにおいてクレジットカードの利用を停止することができる権利を有することを定めた規定であり、同規定の存在を理由に、直ちにXがYを保護するためにクレジットカードの利用を停止し、あるいは、取引を承認しないという義務を負うものとは認められないとされたものである。

②東京地判平30・9・7(2018WLJPCA09078006)は、クレジットカード会社(X)が、カード会員(Y)に対し、カードによるショッピング及びキャッシングにかかる未払債務等の支払を請求したのに対し、Yが、貸金業法13条の2第1項(いわゆる総量規制)又は割賦販売法30条の2の2(包括支払可能見込

額を超える場合のカード等の交付等の禁止)等に違反して不当に本件カード契約が締結されたものであり、Yは本件カード契約に基づく貸金及び立替金の支払義務を負わない旨を主張したものの、容れられず、Xが勝訴した事例である。

2 不正利用

クレジットカードの不正利用による経済的損失の負担をめぐる紛争は、クレジットカード契約に関する紛争の典型的なものの一つであるが、近時は暗証番号取引に関する紛争の発生が目立つように思われる。今期に現れた③東京地判平30・3・27(2018WLJPCA03278027)も、その一例であり、貴重な裁判例といえる。事案は、カード会員(X)が、海外旅行中に知り合った外国人に脅される等して、商品や役務の提供を受けていないにもかかわらず、クレジットカードを使用させられ、Xの銀行口座から利用金額が引き落とされたことと主張して、クレジットカード発行会社(Y)に対して、不当利得による引き落とし相当額の返還、適切に決済を行い、会員に損害を被らせないようにする注意義務等の違反を理由とする損害賠償等を請求したというものである。本判決は、まず、不当利得返還請求につき、利得はYではなく、加盟店に生じているという理由によって排斥し、Yの与信時の注意義務違反や「救済義務」の違反に基づく損害賠償請求も消極に解した(→個別判例研究①)。

クレジットカードの不正利用の一類型として、いわゆる「なりすまし」の事案を扱うものとして、④東京地判平30・11・28(2018WLJPCA11288005)が出ている。長男が母親になりすましてクレジットカード会員契約

を締結し、受領したカードを利用して、ショッピング及びキャッシングを行った事案において、カード会社から母親に対するカード利用の残代金等の請求を斥け、カード会社から長男に対する請求を認容(民法117条類推)した判決である(→個別判例研究②)。

クレジットカードの不正利用に関しては、クレジットカード発行会社とカード会員との間の損失分担の問題に関心が集中する傾向にあるが、実は、決済に関わる事業者の間における返金処理の局面においても法的問題が存在している。そのことを示すものとして、⑤東京地判平30・3・29(2018WLJPCA03298040)及びその控訴審判決である⑥東京高判平30・10・18(2018WLJPCA10186003)は、ネットショップ開設及び決済サービス提供事業者と通信販売事業者との間の紛争に関する興味深い裁判例である。事案は、Yが、Xの提供するネットショップ開設サービスに会員登録してインターネット上で通信販売事業を営み、クレジットカードにより決済された販売代金をXからの立替払によって回収していたところ、XがYに対して、販売代金の一部がクレジットカードの不正利用により決済された疑いがあるとして、そうした場合の返金処理に関するXY間の誓約書による合意に基づき、前記取引に係る立替払金等の返還等を求めたというものである。⑤⑥を通じての争点は、(a)返金の対象とされた取引が誓約書返金事由に該当するか、(b)返金事由に該当する場合、Yは過失の有無にかかわらず返金義務を負うか、(c)(a)(b)が肯定されるとして、XにはYを含む出店者に対し安全な決済サービスを提供する義務の違反があるとして、Xの請求を信義則違反と評価することが

できるかというものであったが、⑤⑥は、(a)(b)を肯定し、(c)を否定したうえで、Xを勝訴させる判決を下した(→個別判例研究③)。

3 訴状の送達の効果

⑦東京地判平30・2・14(2018WLJPCA02148015)、⑧東京地判平30・7・4(2018WLJPCA07048004)は、いずれも、クレジットカード会社がカード会員に対し立替金等支払請求訴訟を提起し、カード会員欠席のまま勝訴したものの、当該訴状の送達が、民事訴訟法103条1項及び106条1項の要件を欠く無効なものであったとされて、判決が取り消され、原審に差し戻された事例である。

訴状の送達の効果自体は、クレジットカード特有ではなく、より一般的な問題であるが、クレジットカード会社が当事者となった事案を扱う判決として、留意されるべきであろう。

Ⅲ. 個別クレジット

1 契約の営業性

個別クレジット(個別信用購入あっせん)に関しては、まず、個別クレジット契約の営業性の有無を判断した裁判例として、⑨東京地判平30・8・28(2018WLJPCA08288010)が出ている。クレジット会社(X)が、自動車の購入会社(Y)との間のクレジット契約に基づき売買代金を立替払したとして、Yに対して、未払の分割支払金等の支払を求めた事案である。Yは、本件自動車を購入したのは、Yの代表取締役の個人使用目的であり(Yの事業として自動車を使用する必要があるのは、内装工事で多くの資材や工事後の廃棄物を搬送するためであり、そもそもそのための

自動車も数台保有している)、本件契約は割賦販売法35条の3の60第2項1号にいう「営業のために若しくは営業として」の要件を充たさず、自動車の引渡しがないことによる支払停止の抗弁(同法35条の3の19第1項)が適用される旨主張したものの、裁判所の容れるところとはならず、Xの請求が認容された(→個別判例研究⁵⁾)。

2 クーリングオフ解除・既払金返還請求

⑩名古屋簡判平30・1・29(2018WLJPCA01296009)は、学習教材の売買契約及び個別クレジット契約につき、法定書面の不備を理由にクーリングオフ解除(特定商取引に関する法律9条1項、割賦販売法35条の3の10)を認め、クレジット会社に対する既払金返還請求を認容した事例である。

3 不実告知・既払金返還請求

⑪東京地判平30・9・11(2018WLJPCA09118011)は、クレジット会社(X)が、貴金属等の購入者(Y)との間のクレジット契約に基づき売買代金を5回にわたり立替払したとして、Yに対して、未払の分割支払金等の支払を求めたのに対して、Yが、販売業者の不実告知を理由として割賦販売法35条の3の13第1項により立替払契約の申込の意思表示を取り消し、既払金返還請求権と本訴におけるXの請求権とを対当額で相殺する旨の意思表示をした事案に関する判決である。同判決は、一部の契約につき、販売業者の担当者が、Yに対し、それ以前の分割払契約の残債務も含めて新たに分割払の立替払契約になると説明したが、実際には契約以前の残債務は存続しており、また、担当者がYに対して説明した商品とは異なる商品についての立替払契約が締結させられていた点が、不実告知

(割賦販売法35条の3の13第1項6号)に該当するとし、請求を棄却した。

4 名義貸し

個別クレジットにおける名義貸しの問題については、かねてより裁判例・学説が相当に蓄積されてきたところであるが、近時、訪問販売による売買契約に個別クレジットによる与信が行われた事案に関して、最三判平29・2・21民集71巻2号99頁が登場し、「立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結された」としても、購入者が「販売業者に利用されたとも評価」することができ、割賦販売法35条の3の13第1項6号による立替払契約の取消が認められるべき場合があることを説示し、反響を呼んだ。ポスト最判平29における裁判例・学説の展開が注視されているのが、今日の状況といえよう。このような状況の下、今期は、以下に紹介する3つの事例が現れた(→個別判例研究⁶⁾)。

まず、⑫東京地判平30・2・23(2018WLJPCA02238019)は、各種装飾品の購入者(X)がクレジット会社(Y)に対し、売買契約の心裡留保若しくは虚偽表示による無効、クーリングオフ等による取消し、解約、又は債務不履行解除等を主張して、不当利得に基づき、既払金等の返還を請求したのに対し、YがXに対し個別クレジット契約に基づく立替金残金等の反訴請求をした事案を扱うものである。判決は、架空又は実体と異なる立替払契約に積極的に関与し続け、これによる経済的な利益を享受し、Yに対する偽装工作まで行っていたXが、無効等の原因があることをもって分割払金の支払を拒絶しようとすることは信義則に反して許されないと判示したほ

か、Yの過剰与信防止義務違反を否定して、Xの請求を棄却し、Yの請求を認容した。

本件においては、売買契約の一部が訪問販売によるものであったようである(Xの主張)が、判決は、最判平29年とは事案を異にする¹³と明示して、上記の判断に至ったものである。

他方、割賦販売法35条の3の13～16の諸規定の適用が問題とならない取引類型について、売買契約上の事由に基づく支払停止の抗弁の成否が争われたものとして、次の2件がある。

⑬東京地判平30・4・17(2018WLJPCA 04178006)は、クレジット会社(X)が顧客(Y)に対し、提携ローン契約(自動車の購入に関して、Yと訴外S銀行との間の金銭消費貸借契約等及びYとXとの間におけるYのS銀行に対する借入金債務の連帯保証契約等¹⁴などから構成される)に基づいて求償金等の請求をしたのに対し、Yが、自動車の引渡未了により販売業者(A)との間の自動車売買契約を解除し、支払停止の抗弁を主張した事案において、Yは、Xに対し、実際には自動車を購入し、使用する意思がないのに、そのような意思があるように装い、Aとの間で自動車の売買契約を締結したと推認され、自動車の引渡未了や債務不履行解除という抗弁を主張することは、信義則に反するとして、Xの請求を認容した。

⑭東京地判平30・5・30(2018WLJPCA 05308020)は、購入者(Y)が、販売店(A)との間で、自動車の売買契約を締結するとともに、クレジット会社(X)との間で、当該代金を提携ローン方式(内容は⑬判決の事案におけるとほぼ同様)により支払うべく、分割払のクレジット契約を締結したところ、Y

が分割払を怠ったため、Xが、B銀行に代位弁済した上、Yに対し、求償金等の支払を求めた事案に関するものである。Yは、Aの詐欺、Yの錯誤、本件自動車の引渡しとの同時履行を主張したが、本判決は、本件事情(Aの従業員から、YがY名義で自動車ローンを組んで自動車を購入すれば、Yは1年間自動車を使用することができ、1年後にAに自動車を譲渡するが、この間は、Yはガソリン代を負担すれば足り、ローンの返済資金、自動車の駐車場代等はAが全て負担する旨の話をもちかけられ、これに応じて名義貸し的行為に及んだ)のもとでは、そのような主張は信義則に反して許されないと判示し、Xの請求を認容した。

以上のように、⑫～⑭の3件の判決は、いずれも結論として、クレジット会社の請求を認容しており、最判平29の示した考え方の適用例は、今期は現れていないといえる。

5 売買目的物の所有権留保と購入者の倒産

自動車の売買代金の与信(法形式上は立替払、割賦販売代金の保証等、種々のものがある)をしたクレジット会社が、販売会社に留保されていた自動車所有権の移転を受けたが、その後、購入者につき倒産手続が開始した場合に、留保所有権に基づき、どのような法的主張ができるか(あるいは、できないか)という問題がある。これについては、重要な最高裁判決(最二判平22・6・4民集64巻4号1107頁、最一判平29・12・7民集71巻10号1925頁)の登場を契機に、議論が積み重ねられてきたところであるが、今期は、広い意味において、この問題領域に関連する2つの裁判例を得た(→個別判例研究⑧)。

ひとつは、⑮東京高判平30・1・18(2018

WLJPCA01186008)であり、販売会社(A)から自動車を割賦購入する者(B)の債務を連帯保証したクレジット会社(X)が、保証債務を履行したうえで、自動車の留保所有権に基づきBから自動車の引渡しを受けて換価・充当したところ、その後Bにつき破産手続開始決定がされ、破産管財人(Y)がXの当該行為は破産法162条1項1号イの偏頗行為に該当すると主張して否認の請求をし、破産裁判所がこれを認める決定をしたことから、Xが異議の訴えを提起したという事案に関するものである。本判決は、A・B・X間の三者契約によって自動車の所有権は同契約の効力発生と同時にAからXに移転しており、Xはこの留保所有権につき登録を具備していないから、Yに対しこれを別除権として主張することができず(前掲最判平22を引用)、それゆえ、Xが自動車の換価・充当を行った行為につき有害性を否定することはできず、Yは、破産法162条1項1号イに基づき当該行為を否認することができるとして、Xを敗訴させた。

いま一つの判決である⑯東京地判平30・1・30判タ1466号218頁が扱ったのは、販売会社(A)から自動車を購入する者(Y)がその代金を立替払した自動車メーカー系ファイナンス会社(B)に対して負担する債務を連帯保証したクレジット会社(X)が、Bに対し保証債務を履行したうえで、契約の定めにより自動車の所有権はA→B→Xと移転したとして、Yに対し自動車の引渡し及び求償を求めた事案である。本判決は、自動車の登録者はAでありXは自動車所有権の対抗要件を具備していない旨のYの抗弁を、Yは本件保証委託契約の当事者であって対抗関係には

ないとして斥け、また、民事再生法45条の趣旨及び前掲最判平22の趣旨が個人再生手続の開始決定前にも妥当する旨のYの主張も失当であるとしたほか、引渡請求及び求償請求が両方認められると自動車の価格相当額と求償債権額を取得でき不合理であるなどとするYの主張も否定し、各請求を認容した。本件では、Yにつき、倒産手続が開始されておらず、平時実体法の解釈が問われたものである。

Ⅳ. ギフト券

最後に、前払式支払手段(資金決済に関する法律3条1項1号)に該当するギフト券に関する法的紛争を扱った⑰東京地判平30・3・9判タ1466号198頁を取り上げる。事案は、インターネット上で運営されている巨大なショッピングサイト(アマゾン)におけるアカウントを停止されたXが、Amazonギフト券の発行会社であるYに対し、当該アカウントに登録済みであった本件ギフト券の未使用残高を本件サイトにおける商品等の購入に利用できなくなり、YがXの損失の下、未使用残高相当額を法律上の原因なく利得したとして、不当利得返還請求権に基づき、未使用残高相当額等の支払を求めたというものである。本判決は、本件ギフト券の物該当性ないし物類似性(民法85条参照)を否定し、Xが本件ギフト券にかかる権利ないし法的利益を本件アカウントへの登録によって取得したとも、他から承継したとも認められない(Xは各種ギフト券の転売を行うサイトから本件ギフト券を購入した)として、本件停止措置によるXの損失及びYの利得の発生を否定した。また、念のための判断として、法律上の原因

の不存在の要件についても検討し、Xが商品の購入数量制限を免れるために本件アカウントを利用し、アカウントの閉鎖により本件ギフト券が無効になることを明示した2度の警告をアマゾンから受けたにもかかわらず、3度目の違反に及んだことからすれば、本件アカウントの閉鎖もやむを得なかったとして、Xの利得に法律上の原因が欠けるとはいえないと判示した(→個別判例研究Ⅱ)。